

福岡県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業所・施設が感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象事業所は次の各号に定める事業所・施設とする。

- (1)通所介護事業所
- (2)地域密着型通所介護事業所
- (3)療養通所介護事業所
- (4)認知症対応型通所介護事業所
- (5)通所リハビリテーション事業所
- (6)短期入所生活介護事業所
- (7)短期入所療養介護事業所
- (8)訪問介護事業所
- (9)訪問入浴介護事業所
- (10)訪問看護事業所
- (11)訪問リハビリテーション事業所
- (12)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (13)夜間対応型訪問介護事業所
- (14)居宅介護支援事業所
- (15)居宅療養管理指導事業所
- (16)小規模多機能型居宅介護事業所
- (17)看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (18)介護老人福祉施設
- (19)地域密着型介護老人福祉施設
- (20)介護老人保健施設
- (21)介護医療院
- (22)介護療養型医療施設
- (23)認知症対応型共同生活介護事業所
- (24)特定施設入居者生活介護事業所

(25) 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

(補助金対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染防止対策に要する備品の購入費用とする。

2 前項の衛生用品とは、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する物品であって、マスク、手袋、消毒液などを指す。また、前項の備品とは、パーテーション及びパルスオキシメーターを指す。

3 この補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の対象除外)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

(1) 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているもの。

(2) その他事業として適当とは認められない費用。

(交付額の算定)

第6条 この補助金の交付額の算定方法は以下のとおりとする。

(1) 別表に定めるところにより、県の予算の範囲内で補助する。

(2) 1事業所・施設当たり上限額に達するまで申請することができるが、申請回数は1回に限る。

(3) 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

ア 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所

イ 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所

ウ 訪問看護事業所

エ 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所

オ 居宅療養管理指導事業所

カ 介護療養型医療施設

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

(1) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、その証拠書類を補助金の交付決定日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(交付の除外条件)

第8条 この補助金の交付申請をしようとする事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている者。
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者。
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者。
 - キ 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、条例第22条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して2年を経過しない者。
 - ク 条例第23条第1項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して2年を経過しない者。
 - ケ 条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- (4) 補助対象事業者(役員等及び実質的に運営しているものを含む)が、本項(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった者。

(申請手続)

第9条 この補助金の交付の申請は、福岡県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金交付申請書(様式第1号)を別に指示する期日までに知事に提出して行うものとする。

2 福岡県補助金等交付規則第13条に規定する実績報告は、前項に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(交付決定等)

第10条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定の上その額を確定し、交付決定(額の確定)通知書(様式

第2号)により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消及び補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命ずることができる。

この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

(1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附則

この要綱は、令和3年12月28日から施行し、令和3年度の補助金について適用する。

【別表】

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)											
福岡県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金											
事業所・施設の種別(※1)					事業所・施設の種別(※1)						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000	/事業所	入所施設・居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000	/施設
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000	/事業所		30		定員20人以上	20,000	/施設
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000	/事業所		31		定員39人以下	30,000	/施設
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000	/事業所		32	定員40人以上 49人以下	40,000	/施設	
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000	/事業所		33	定員50人以上 69人以下	50,000	/施設	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000	/事業所		34	定員70人以上 89人以下	60,000	/施設	
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000	/事業所		35	定員90人以上	70,000	/施設	
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000	/事業所		36	定員29人以下	30,000	/施設	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000	/事業所	37	定員30人以上 39人以下	40,000	/施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000	/事業所	38	定員40人以上 49人以下	50,000	/施設		
	11		定員21人以上	10,000	/事業所	39	定員50人以上 69人以下	60,000	/施設		
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000	/事業所	40	定員70人以上	70,000	/施設		
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000	/事業所	41	定員29人以下	30,000	/施設		
	14		訪問回数2,001回以上	20,000	/事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000	/施設		
	15	訪問入浴介護事業所		10,000	/事業所	43	定員40人以上 49人以下	50,000	/施設		
	16	訪問看護事業所		10,000	/事業所	44	定員50人以上 69人以下	60,000	/施設		
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000	/事業所	45	定員70人以上	70,000	/施設		
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000	/事業所	46	定員14人以下	10,000	/事業所		
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000	/事業所	47	定員15人以上	15,000	/事業所		
	20	居宅介護支援事業所		10,000	/事業所	48	定員19人以下	10,000	/事業所		
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000	/事業所	49	定員20人以上 39人以下	20,000	/事業所		
多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所	50	定員40人以上 59人以下	30,000	/事業所		
	23	看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所	51	定員60人以上 69人以下	40,000	/事業所		
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000	/施設	52	定員70人以上 89人以下	50,000	/事業所		
	25		定員40人以上 49人以下	40,000	/施設	53	定員90人以上 99人以下	60,000	/事業所		
	26		定員50人以上 69人以下	50,000	/施設	54	定員100人以上	70,000	/事業所		
	27		定員70人以上 89人以下	60,000	/施設	55	地域密着型特定施設入居者生活 介護事業所	定員19人以下	10,000	/事業所	
	28		定員90人以上	70,000	/施設	56	定員20人以上	20,000	/事業所		
対象経費			令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用								
助成額			・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の英支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。								

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- ・訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- ・短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・訪問看護事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設